

平成 24 年 10 月 22 日

－ 研究科紹介 －

大学院法務研究科（法科大学院）

本研究科は、平成 14 年の司法制度改革計画を踏まえ、法曹養成のための教育を行う専門職大学院として平成 16 年 4 月に設置された法科大学院です。本研究科は、平成 14 年に設立された広島大学法科大学院創設期成同盟会（広島県内の経済界、法曹界、マスコミ、行政機関等が連携して設立）の絶大な支援のもとに設置され、地元根差した法科大学院として教育研究活動を行っています。【参考 1】

1. 教育の理念・目的

「知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献すること」を教育の理念としています。そのもとで、高い倫理観と高度な専門知識を併せ持つ真のリーガル・プロフェッショナル、とりわけ市民に身近な「社会生活上の医師」ともいえるべき「良き隣人たる法律家」の養成を目指しています。

2. アドミッション・ポリシー

上記の法律専門家を養成するために、「柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求めること」をポリシーとしています。

本年 12 月 8 日（土）、9 日（日）の両日に平成 25 年 4 月入学予定者を対象とする入試を実施することとしており、その説明会を 10 月 24 日（水）に東広島キャンパスで、11 月 9 日（金）に東千田キャンパスでそれぞれ行う予定です。【参考 2】

3. 学生の受入れ状況

法科大学院は、法学未修者を対象とする 3 年コースを基本としつつ、法学既修者（法学の基礎的な学識を有すると認めた者）を対象とする 2 年コース（未修者 1 年次科目の履修を免除）を設置することができるとされており、本研究科の入学定員は、全体で 48 人、うち 3 年コース 38 人程度、2 年コース 10 人程度としています。平成 24 年 4 月 1 日現在の在籍者は、合計 144 人、うち 3 年コース 118 人、2 年コース 26 人となっています。

4. 教育の特徴

本研究科のカリキュラムは、専門職業人である法曹の養成のプロセスであることを十分踏まえ、学年進行に応じた積上げおよび理論と実務の有機的な連携に配慮し編成し

ています。1年次では「理論的基礎を固め」、2年次では「問題解決型思考に発展させ」、3年次では「実務で必要とされる応用力を修得させる」ことに相応しい科目構成としています。

このようなカリキュラム編成の中で、法律基本科目のほかに、ビジネス法関連科目（企業金融法、金融取引法、国際取引法、知的財産法、債権回収法など）や実務科目（法曹倫理、リーガル・クリニック〈法律相談〉、エクスターンシップ〈法律事務所での実習〉、模擬裁判など）を充実させていることが特色となっています。

5. 修了者の状況

本研究科は、厳正な成績評価を経て所定の単位（3年コース：100単位以上、2年コース：70単位以上）を修得した者を対象に最終試験（口頭試問形式）を実施し、これに合格した者に対し法務博士（専門職）の称号を授与しています。平成24年3月末時点で260人の修了者を世に送り出しています。

法科大学院の修了者には司法試験の受験資格が与えられ、修了後5年間に3回受験することができることになっています。本研究科の修了者260人のうち、平成24年までに240人が受験し、計100人が合格しています。因みに、直近の平成24年の司法試験では19人が合格しました。【参考3】

司法試験に合格し司法修習を終えた者の殆どが弁護士となり、その大半が広島を中心とする地元で活躍しています。

6. 附属リーガル・サービス・センター

本研究科は、平成17年4月、学生の法律相談等の教育の場とするとともに、社会貢献の機能を担うものとして、リーガル・サービス・センターを開設しました。

同センターでは、毎週木曜日に、広島弁護士会所属の弁護士による無料法律相談が行われ、学生は、それを傍聴することにより実務面のスキルを身につけています。また、リーガル・クリニックの授業では、同センターで研修を行ったうえで、年2回、出張相談会（平成18年以降は福山市）を実施し、学生自身が法律相談に応じています。

なお、同センターでの相談件数は、毎年約200件に上っています（平成24年度上期106件、平成23年度189件、センター開設以来7年半の合計1462件）。【参考4】

参考資料

【参考1】 広島大学法科大学院パンフレット 2013

【参考2】 広島大学法科大学院進学・入試説明会チラシ

【参考3】 平成24年司法試験結果・法科大学院別一覧

【参考4】 附属リーガル・サービス・センター相談案内

以上

【お問い合わせ先】

東千田地区支援室 運営支援グループ（法務研究科長支援主担当）八木 TEL:082-542-7014、FAX:082-542-6964
--